

市民の森公園体育館LED化改修工事 特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 上田市芳田

2. 建物概要

[illegible]

3. 工事種目
(○印のついたものを適用する。)

工 事 種 目	項 目	建 物 別 及 び 屋 外			
		体育館	＊	＊	＊
電 灯 設 備		○	＊	＊	＊
動 力 設 備		＊	＊	＊	＊
電 熱 設 備	幹線、分岐	＊	＊	＊	＊
雷 保 護 設 備	幹線、分岐	＊	＊	＊	＊
受 変 電 設 備		＊	＊	＊	＊
電 力 貯 蔵 設 備		＊	＊	＊	＊
静 止 形 電 源 設 備	直流電源装置	＊	＊	＊	＊
発 電 設 備		＊	＊	＊	＊
構内情報通信網設備	LAN用配管	＊	＊	＊	＊
構内交換設備	電話設備	＊	＊	＊	＊
情報表示設備	時計設備	＊	＊	＊	＊
映像・音響設備		＊	＊	＊	＊
拡 声 設 備		＊	＊	＊	＊
誘 導 支 援 設 備	インターホン・トイレ呼出し設備	＊	＊	＊	＊
テレビ共同受信設備		＊	＊	＊	＊
監視カメラ設備		＊	＊	＊	＊
駐車場管理体制設備		＊	＊	＊	＊
防犯・入室管理設備	予備配管	＊	＊	＊	＊
自動火災報知設備		＊	＊	＊	＊
自動閉鎖設備		＊	＊	＊	＊
非常警報設備	非常放送装置	＊	＊	＊	＊
ガス漏れ警報設備		＊	＊	＊	＊
中央監視制御設備		＊	＊	＊	＊
構内配電線路		＊	＊	＊	＊
構内通信線路		＊	＊	＊	＊
昇 降 機 設 備		＊	＊	＊	＊

4. 図面目録 ・ 別紙参照 ○ 下記の通り

番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称
E-01	電気設備工事 特記仕様書	11	
E-02	工事概要 配置図 家内図	12	
E-03	電灯平面図	13	
E-04	新規照明器具姿図 既存照明器具表	14	
		15	
		16	
		17	
		18	
		19	
		20	

II 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁情報部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準図」という。)による。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項										
機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。										
機材の品質・性能証明	下表に示す材料・機材等(○印のもの)の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督員の承諾を受ける。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 ・ 機 材 名</th><th>材 料 ・ 機 材 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ LED照明器具</td><td>・ 電気錠</td></tr> <tr> <td>・</td><td>・</td></tr> <tr> <td>・</td><td>○ その他、監督員の指示によるもの</td></tr> <tr> <td colspan="2">(社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td></tr> </tbody> </table>	材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名	○ LED照明器具	・ 電気錠	・	・	・	○ その他、監督員の指示によるもの	(社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材	
材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名										
○ LED照明器具	・ 電気錠										
・	・										
・	○ その他、監督員の指示によるもの										
(社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材											
	1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。 5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売・保守等の営業体制が整えられていること。										

項 目	特 記 事 項																																																															
① 化学物質を発散する 建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板精材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、断熱材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)。(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のもの、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のもの、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該当する 建 築 材 料</th></tr><tr><td rowspan="6">規 制 対 象 外</td><td>① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品</td></tr><tr><td>② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</td></tr><tr><td>③ 下記表示のあるJAS規格品</td></tr><tr><td>a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用</td></tr><tr><td>b. 接着剤等不使用</td></tr><tr><td>c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用</td></tr><tr><td rowspan="6">第 三 種</td><td>d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用</td></tr><tr><td>f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品</td></tr><tr><td>② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品</td></tr><tr><td>③ JB JISのEO規格品</td></tr><tr><td>④ JB JISのFOO規格品</td></tr></table>	ホルムアルデヒドの放散量	該当する 建 築 材 料	規 制 対 象 外	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品	② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品	③ 下記表示のあるJAS規格品	a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用	b. 接着剤等不使用	c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用	第 三 種	d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用	f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品	② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品	③ JB JISのEO規格品	④ JB JISのFOO規格品																																														
ホルムアルデヒドの放散量	該当する 建 築 材 料																																																															
規 制 対 象 外	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品																																																															
	② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																																																															
	③ 下記表示のあるJAS規格品																																																															
	a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用																																																															
	b. 接着剤等不使用																																																															
	c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用																																																															
第 三 種	d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																																																															
	e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用																																																															
	f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																																																															
	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品																																																															
	② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品																																																															
	③ JB JISのEO規格品																																																															
④ JB JISのFOO規格品																																																																
② 施工条件明示項目	※ 現場説明書による																																																															
③ 電気保安技術者 電気工事士 実施工程表及び 施工計画書	工事現場の電気工作物（電路、自動昇、自動シャッター、電動機等も含む）の保安業務を行うものとする。契約電力500kWh以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。 (1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。																																																															
④ 使用材料検査依頼書 発生材の処理	使用材料名、製造業者名、製造先等を記載した標章を作成し提出する。 (1) 引渡しを要するもの ○ 無 ○ 有 () (2) 引渡しを要するもの以外 ○ 無 ○ 有 () (3) 特別管理産業廃棄物 ○ 有 (PCB含有機器：関連法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す) (4) 再利用又は再資源化を図るもの ・ 無 ○ 有 (○ 廃蛍光管 ・ コンクリート ・ 木材 ・ アスファルト ・ 金属くず ・ ダンボール類)																																																															
10. 監督員事務所	※ 設けない ・ 設ける（規模： ・ 備品、()																																																															
⑤ 工事用仮設物	すべて請負者の負担とする																																																															
⑥ 足場、さん橋機	構内に作ることが ○ できる ・ できない ・ 別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 ○ 内部仮足場等（ ・ 梁台足場 ・ 移動式足場 ○ 移動式室内足場 () ・ 外部足場 (・ A種[施工箇所面に枠組足場を設ける] ・ B種[施工箇所面に単管木足場を設ける] ・ C種[仮設コンドラを使用する] ・ D種[移動式足場を使用する])																																																															
⑦ 工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、請負者の負担とする。																																																															
14. 工事写真 完成図等	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。 ※ 完成図（※ 設計図面で作したものを全て ・ 補仕表1.7.1による ・ 監督員の指示による） 作成方法 ※ 製本 (※ 見開きA3縮小版 2～6部 (黒紙金文字製本) ・ ※ CADデータ (※ CD-R (1部))																																																															
⑧ しゅう工整理出物 再使用機器	※ 保全に関する資料(1部) ※ 監督員の指示による 取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付け。																																																															
16. 耐震施工	ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量[kg]に、設計用標準水平地震度を乗じたとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次のよう。 <table><tr><th colspan="5">設計用標準水平地震度</th></tr><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="4">上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="4">中 間 階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table> (※1) 水槽類にはオイルタンク等を含む。 ○ 重要機器の定義は次のよう。 ・ 変電設備 ・ 発電設備 ・ 直流電源設備 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視装置 ○ 上層階の定義は次のよう。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。	設計用標準水平地震度					設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	中 間 階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	地下・1階	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設計用標準水平地震度																																																																
設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設																																																												
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																											
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																											
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																											
	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																											
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																											
中 間 階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																											
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																											
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																											
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																											
地下・1階	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																											
	19. あと施工アンカー	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)第2章2.4及び12節による。 確認試験 ・ 引張試験 ・ 性能確認試験(本) ・ 施工後確認試験(本)を確認強度(kN)にて行う ・ 施工士の適用(第1種、第2種) あと施工アンカー施工士による ※ (社)日本建築あと施工アンカー協会認定資格																																																														

項 目	特 記 事 項
20. 防火区画等の貫通処理	電線等が防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合、その施工状況について貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。
21. 電線・ケーブル	(1) EM-EFは紫外線による劣化を抑止する性能を持たせ、「タイシガイゼン EM-EF」と表記されたものを使用する。 (2) EM-UTP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたものを使用する。
22. 予備配管	埋込分電箱からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本、5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上らせる。
23. 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入する。
24. 金属製電線管の塗装	下記の露出配管は塗装を行う。 ・ 屋外 ・ 屋内（機械室）
25. 埋め戻し土	・ A種 [山砂の類：水締め、機器による締め固め] ・ B種 [根切り土の中の良質土：機器による締め固め] ・ C種 [他現場の建設発生土の中の良質土：機器による締め固め] ・ D種 [再生コンクリート砂：水締め、機器による締め固め] ・ 管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める。
26. 建設発生土の処理	※ 場外搬出処理 ・ 構内の指定場所に着きまわす。
27. ケーブル埋設処理	(1) 地中線路上には、次の材料によるケーブル埋設層を設ける。 ・ 鉄製 ・ コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設標準シートを敷設する。 (3) 配管埋設深度が750mmを超える場合は、地中線埋設標準シートは2本以上敷設する。
28. ブルボックス	(1) 露出するブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン積層板とする。 (2) 露出するブルボックスのふたのめねは化粧仕上げとする。
29. フラッシュアップ	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製
30. プレートの使用表示	ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を裏装しないプレートには、用途を明示した略図をつける。
31. 配線器具	タンブラススイッチは通形用とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として通形用とする。ただし、2口の場合は様式を、また(2P15A)以外はすべてキャップとする。
32. 機器への接続	本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。
33. 照度測定	測定場所： ○ 各室(測定箇所数 3箇所) ○ 廊下 ・ 階段 用 途： ○ 非常用照明 ○ 一般照明 ・ 学校施設における室内照度測定(測定教室 箇所、測定黒板面 箇所) ※ 教室の照度は、1教室当たり机上9箇所、黒板垂直面9箇所で測定する。
34. 塗料	(1) 分電室等の面画ホルダーにて、単線緑線図・総線緑線測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子台には、経費表・結線表を備え付ける。
35. グリーン購入の推進	長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 ○ 資材 ・ 照明制御システム ・ 変圧器 ・ () ○ 建設機器 ・ 排気ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器 工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。
36. 他工事又は他工種との 取り合い	

3. ハンドホール

下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)

- ・ブロックハンドホール（寸法は内法を示す。底面とはハンドホールの側面部をいう）
 - ・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
- ・ブロックの仕様は国土交通省仕様基準に準ずるものとする。
- ・ハンドホールにノックアウト部分をつけてはならない。
- ・配管貫通部は、原則として根巻きコンクリート（F=10N/mm以上）とし、差し筋D10タテコ#200で補強する。
- ・補強方法については、あらかじめ監督官にハンドホール製作図を提出して承諾を受けて施工する。

・	ハンドホール No. -	1,500×1,500×1,500 蓋 NPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,740以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,200×1,200×1,500 蓋 NPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,700以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,000×1,000×1,400 蓋 NPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,600以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,000×1,000×1,100 蓋 NPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,300以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,000×1,000×900 蓋 NPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	900×900×1,100 蓋 NPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,260以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	900×900×900 蓋 NPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (既製品埋付)
・	ハンドホール No. -	600×600×680 蓋 NPM-60A (Eマーク入)	(既製品埋付)
・	ハンドホール No. -	450×450×680 蓋 NPM-45B (Eマーク入)	※ 植栽等車道の通行の恐れがない場所、 収容ケーブルが少ない場所に限る
・	ハンドホール No. -	x x D 蓋 (Eマーク入)	
・	ハンドホール No. -	x x D 蓋 (Eマーク入)	

4. 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

	名 称	測 点	取付高(mm)		名 称	測 点	取付高(mm)	
共 通	取 引 用 計 器	地上～上端	2,000	時 計 ・ 拡 充	壁 掛 形 観 時 計	床上～中心	1,500 (上端,900以下)	
	引 込 開 閉 器	床上～上端	1,800					(天井高)×0.9
	警 報 壁	床上～中心	1,500					(天井高)×0.9
電 灯	分 電 盤	床上～中心	1,500 (上端,900以下)	表 示	壁掛形スピーカー アツテネーター	〃	1,300	
	タンブラスイッチ 〃 (身障者用)	〃	1,300		表 示 壁	床上～中心	(天井高)×0.9	
	〃	〃	1,100		壁 付 発 信 器	〃	1,300	
	コンセント(一般)	〃	300		ベ ル	〃	(天井高)×0.9	
	〃 (和室)	〃	150		ブ ザ ー	〃	(天井高)×0.9	
	〃 (便所等)	〃	500	イ ン タ ー ホ ン	押 ボ タ ン	〃	1,300	
	〃 (台上)	台上～中心	150		〃 (身障者用押鈕)	〃	900	
	ブラケット(一般)	床上～中心	2,100		身障者用表示灯	〃	2,000	
	〃 (鏡端)	〃	2,500		復 帰 ボ タ ン	〃	1,800	
	〃 (鏡上)	鏡端～中心	150					
動 力	避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上		壁付インターホン	床上～中心	1,500	
	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下		〃 (身障者用)	〃	1,100	
					壁付位置ボックス (壁付インターホンを除く)			
電 話	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	テ レ ホ ン 直 通 受 信	〃 (一般)	〃	300	
	手元開閉器	〃	(上端,900以下)		〃 (和室)	〃	150	
	操作スイッチ・ 押ボタン	〃	1,300					
電 話	室内端子盤 (廊下、室内)	床上～下端	300		機 器 収 容 箱	床上～中心	(天井高)×0.9	
	中間端子盤 (EPS・電気室)	床上～中心	1,500		アウトレット	〃	300	
	集合保安装置	〃	(天井高)×0.9		〃 (一般)	〃	300	
	壁付フットレイト ボックス(一般)	〃	300		〃 (和室)	〃	150	
	〃 (和室)	〃	150					
火 災 報 知					受 信 機	床上～操作部	800～1,500	
					副 受 信 機	〃	800～1,500	
					機 器 収 容 箱	床上～中心	800～1,500	
					発 信 器	〃	800～1,500	
					ベ ル	〃	(天井高)×0.9	
				消 火 栓 表 示 灯	〃	(天井高)×0.8		

5. 接地極

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

A種接地	銅板 1.5t×900×900	補助接地棒 (連続10×1,500)	リー ド端子付	堀削埋戻中心深さ	2m	埋設槽 (黄銅製又はステンレス製)
B種接地	銅板 1.5t×600×600	補助接地棒 (連続10×1,500)	リー ド端子付	堀削埋戻中心深さ	2m	埋設槽 (黄銅製又はステンレス製)
C種接地	銅板 1.5t×300×300	補助接地棒 (連続10×1,500)	リー ド端子付	堀削埋戻中心深さ	1.5m	埋設槽 (黄銅製又はステンレス製)
D種接地	接地棒 (10φ×1,500)	リー ド端子付	打込み式			埋設槽 (黄銅製又はステンレス製)

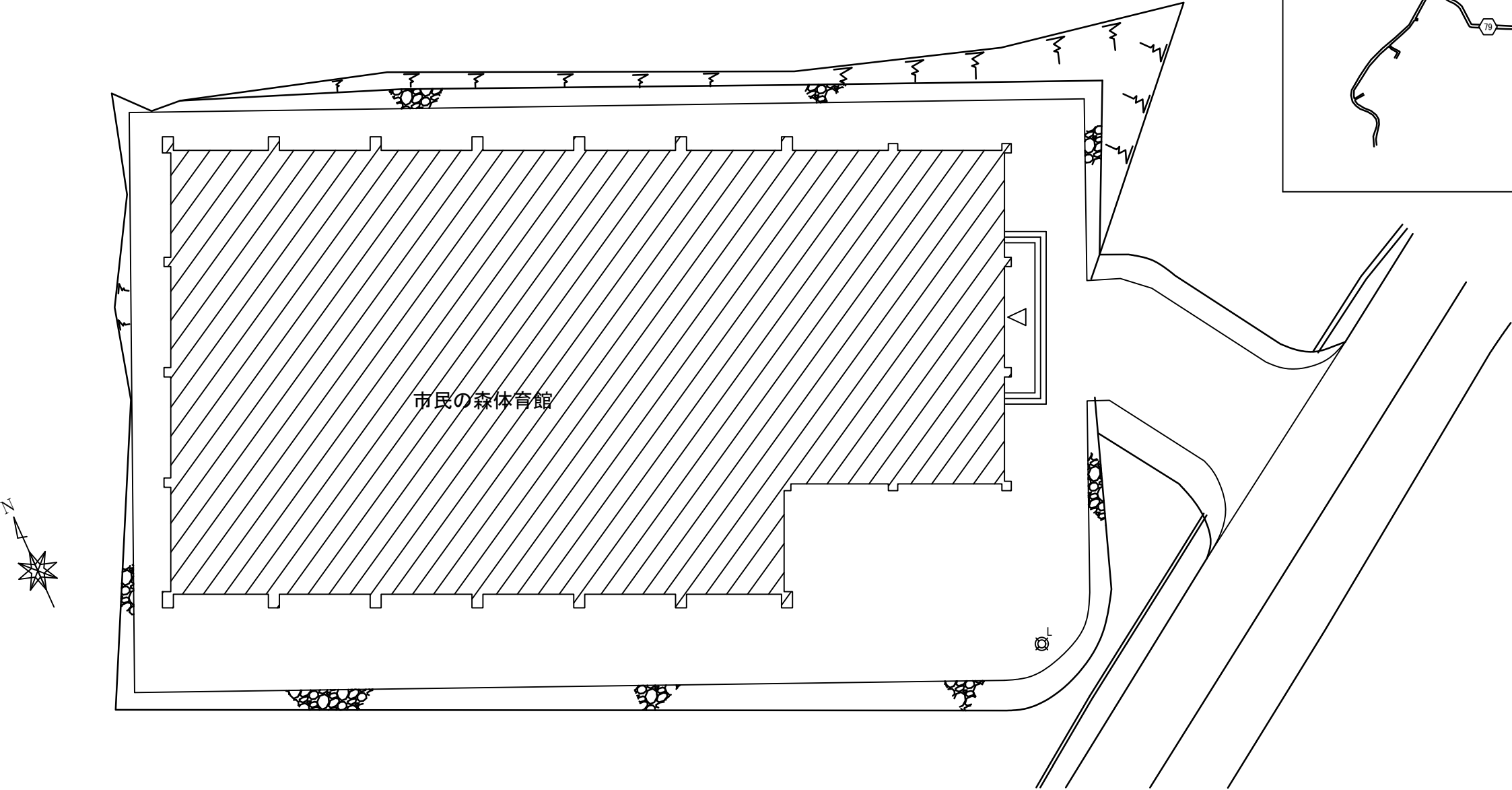
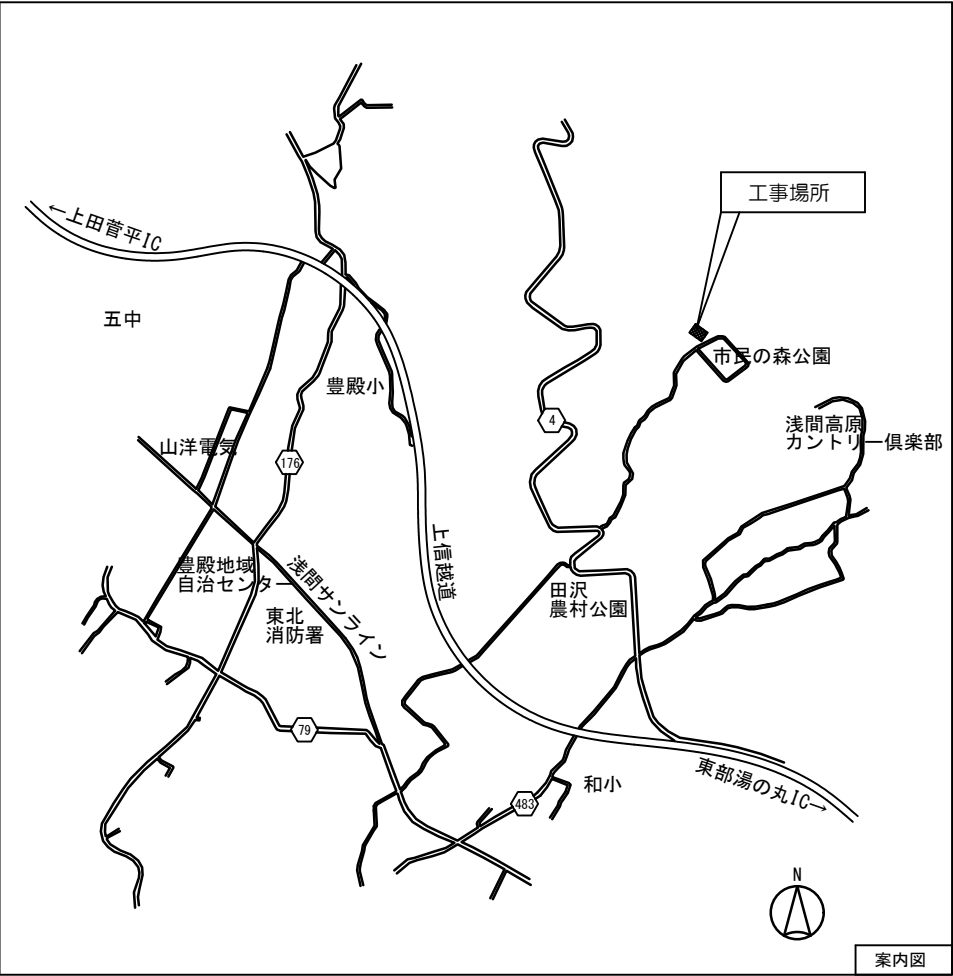
6. その他

① 工事現場の環境改善について	工事現場のイメージアップ ・ 仮囲い周辺の美化 ・ 地域住民への情報提供 ・ 完成予想図の設置 ・ 情報揭示板の設置 ・ パンフレットの作成 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 現場見学会の開催 ・ 住民に対する災害防止関係 ・ 現場出入口周辺への誘導員の配備
② 不具合の確認	工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月（新築に限り）に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長あてに報告する。
③ 産業廃棄物の取扱い	（施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。） (1) 産業廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「産業廃棄物法」という）に基づき、適正に行うこと。 (2) 産業廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、産業廃棄物法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「産業廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。 (3) しゅん工した時は、産業廃棄物ごとに処理数量を累計し、積込み状況の写真、処分状況の写真等を添付した「産業廃棄物処理報告書」を監督員に提出すること。
④ 環境対策関係	(1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出力対策型建設機械とすること。 (2) 夜間、早朝等の稼働を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ない最短ルートを選定すること。 (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。 (4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。
⑤ 安全対策関係	(1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。 (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一程度実施し、工事日誌へ記録するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。 (3) 原則として代理人（主任）以外の第三者により、月1回以上店社による安全パトロールを行い、工事日誌へ記載するほか、点検内容等を別書面に記録し、実施状況の写真を撮影すること。 (4) 下請業者にはKY（危険予知）、TBM（作業内容の打合せ）活動等を実施させ、その記録を整備するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。 (5) 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。 (6) 上記の②～⑤の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え、監督員及び工事検査の際に提示できるようにすること。
⑥ 工事検査	施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。
⑦ 被害届等	暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。
⑧ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に關する当該建物に關する使用権は、発注者に移譲する。
⑨ 完成図等	完成図など維持管理に關する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱説明を行うこと。
⑩ 提出物	上記による他、監督員の指示による。



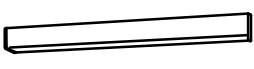
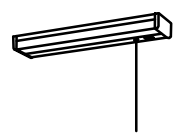
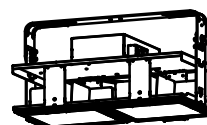
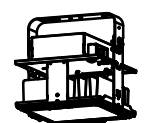
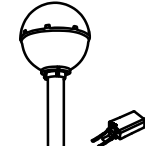
工 事 概 要

工事名	市民の森公園体育館LED化改修工事
工事場所	上田市芳田3780番地65
建築主	上田市長 齊藤 達也
構造・規模	鉄筋コンクリート鉄骨造 平屋建て
改修概要	既存照明器具をLED器具に改修
注意事項	・工事着手前に施設管理者及び監督員と施工手順について協議を行い、承諾を得ること。
	・工事予定施設は工事中も運営しているので、工程、仮設計画、工事時間養生等は施設利用者に配慮したものとする。
	・断水、停電に伴う工事については、施設管理者及び監督員と事前に協議を行い、承諾を得ること。
	・休日作業については、事前に施設管理者及び監督員に報告すること。
	・粉塵を伴う作業に際しては養生方法を十分に検討すること。
	・各改修工事にあたり、状況により施工困難、不具合が生じた場合は、監督員と協議のうえ適正に施工を行うこと。
	・施工箇所の清掃等は日々の清掃を徹底し、施設利用者に危険が及ばぬように注意すること。
	・その他記入なき事項で必要と思われる事項は監督員と協議し、指示通り行うこと。





◆新規 照明器具

A1	A2	B1	B2	B3	B4
直付型 4 0 形 W 2 3 0	直付型 4 0 形 W 1 5 0	埋込型 4 0 形 下面開放型 W 3 0 0	非常灯 4 0 形 下面開放 W 3 0 0	埋込型 4 0 形 下面開放型 W 1 9 0	非常灯 4 0 形 下面開放 W 1 9 0
 一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体：銅板（白色粉末塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 LSS10-4-48 + 同等品	 一般タイプ、2500lmタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 本体：銅板（白色粉末塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 LSS9-4-23 + 同等品	 リニューアル用、一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体：亜鉛銅板、反射板：銅板（高反射白色粉末塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 LRS20-4-48 + 同等品	 非常灯タイプ、5200lm（Hf32形定格出力×2灯器具相当） 常時：ライトバー点灯、非常時：本体組込LED（一般出力型）点灯 電圧：100～242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池 リニューアル専用、非常灯評定番号：LAL E-027 非常用LEDレンズ：ガラス、常用ライトバー：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%）、点検スイッチ付 自己点検スイッチ付、充電モニター（緑）付 参考 XDL453VGNLE9	 リニューアル用、一般タイプ、2500lmタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 本体：亜鉛銅板、反射板：銅板（高反射白色粉末塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 参考 XFX429RENLE9	 非常灯タイプ、2500lm（Hf32形定格出力×1灯器具相当） 常時：ライトバー点灯、非常時：本体組込LED（一般出力型）点灯 電圧：100～242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池 リニューアル専用、非常灯評定番号：LAL E-027 非常用LEDレンズ：ガラス、常用ライトバー：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%）、点検スイッチ付 自己点検スイッチ付、充電モニター（緑）付 参考 XDL423RGNLE9
B5	C	D	E	F	G
非常灯 2 0 形 下面開放 W 3 0 0	直付形 4 0 形 防湿型・防雨型 W 1 5 0	シーリングライト	シーリングライト	LEDウォールライト 4 0 形	キッチンライト 2 0 形直管蛍光灯1灯器具相当
 ※埋込寸法 現場確認 非常灯タイプ、800lm（FL20形×1灯器具相当） 常時：ライトバー点灯、非常時：本体組込LED（一般出力型）点灯 電圧：100～242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池 リニューアル専用、非常灯評定番号：LAL E-027 非常用LEDレンズ：ガラス、常用ライトバー：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%）、点検スイッチ付 自己点検スイッチ付、充電モニター（緑）付 参考 XDL203VGNLE9	 一般タイプ、2500lmタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 本体：ステンレス（高反射白色粉末塗装） 防湿型・防雨型ライトバー：ポリカーボネート（乳白）＋シリコーン 光源寿命40000時間（光束維持率85%） IP23防湿型、昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 LSS9MP/RP-4-22 + 同等品	 LED内蔵、電源ユニット内蔵 昼光色（6500K）、Ra83／電球色（2700K）、Ra83 器具光束4100lm、消費電力32W、電圧100V プッシュプル方式、カチットF、竿緑天井取付アダプタ対応 光源寿命40000時間（光束維持率70%） カバー：アクリル（乳白つや消し） リモコンで〈100%～5%〉調光、専用リモコン送信器同梱 参考 LGC35120	 LED内蔵、電源ユニット内蔵 昼光色（6500K）、Ra83／電球色（2700K）、Ra83 器具光束3500lm、消費電力27.6W、電圧100V プッシュプル方式、カチットF、竿緑天井取付アダプタ対応 光源寿命40000時間（光束維持率70%） カバー：アクリル（乳白つや消し） リモコンで〈100%～5%〉調光、専用リモコン送信器同梱 参考 LGC25120	 LED内蔵、電源ユニット内蔵 防湿型・防雨型 5000K、Ra83、光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 器具光束2210lm、消費電力19.9W、電圧100～242V 本体：ステンレス、カバー：ポリカーボネート（乳白） 天井直付型・壁直付型、保護等級：IP23 LBF3MP/RP-4-20 + 同等品	 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束980lm、消費電力12W、電圧100V 拡散タイプ、壁直付型・棚下直付型、コネクト付、ブラケット付 カバー：プラスチック（乳白） 参考 LGB52095LE1
H	I	J	K1	K2	L
LED電球×1 ブラケット	LEDポーチライト 6 0 形電球1灯器具相当	スクエアベースライト 埋込 乳白パネル	高天井用照明器具 水銀灯1000形器具相当	高天井用照明器具 水銀灯400形器具相当	モールライト 水銀灯250形1灯器具相当
 ランプ：LDA8LDGE17SZ6-X、LED電球E17全方向防雨型 本体：プラスチック（オフブラックつや消し） グローブ：アクリル（乳白つや消し） 壁直付型・据置取付型 幅100・高100・出しろ137 参考 NNN12200B	 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束540lm、消費電力7.1W、電圧100V 壁直付型、防雨型、明るさセンサ付 拡散タイプ、ツマミネジ方式、点灯照度調整機能付 カバー：アクリル（乳白） プラスチック（ホワイト） 参考 LGWC81290LE1	 ※埋込寸法 現場確認 LED内蔵、電源ユニット内蔵 □640タイプ、調光可能タイプ（約25～100%） 消費電力38W、定格出力型、電圧100～242V 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 本体：亜鉛鉄板 枠：銅板（高反射白色粉末塗装）、パネル：アクリル（乳白） 昼白色（5000K）、Ra83 参考 NNF57500CLT9	 ※ガード付 光束32000lm、消費電力175.1W、電圧200～242V 昼白色、5000K、Ra70、中角タイプ、直付型 光束維持時間60000時間（光束維持率85%）、電源内蔵型 本体：アルミ、パネル：ポリカーボネート（透明）、アーム：亜鉛銅板 約5～100%連続調光、落下防止ワイヤー付 器具本体（3.7kg） 下面ガード：NYK00117 側面ガード：NYK00115 参考 NYM20214LR2	 ※ガード付 光束21300lm、消費電力112W、電圧100～242V 昼白色、5000K、Ra70、中角タイプ、直付型 光束維持時間60000時間（光束維持率85%）、電源内蔵型 本体：アルミ、パネル：ポリカーボネート（透明）、アーム：亜鉛銅板 約5～100%連続調光、落下防止ワイヤー付 器具本体（2.5kg） 下面ガード：NYK00116 側面ガード：NYK00114 LSR2M-200、LSR2AM-170 + 同等品	 ※既存ボール使用 LED内蔵、電源ユニット別置、リニューアル用 光束6700lm、消費電力47.6W、電圧100～242V 昼白色、5000K、光束維持時間6万時間（光束維持率85%） 本体：アルミキャスト（オフブラック）、グローブ：アクリル 防まつ型（灯具のみ） 上方光束比20%以下、耐風速60m/s 落下防止ワイヤー付、耐雷サージ：15KV 参考 XYG2402NLE9

◆既存照明器具

記号		
A1	逆富士型	FSS4-402 RH16
A2	逆富士型	FSS4-401 RH16
B1	埋込下面開放	FRS3-402 RH16
B2	埋込下面開放	KIFRS3-402 RH16
B3	埋込下面開放	FRS3-401 RH16
B4	埋込下面開放	KIFRS3-401 RH16
B5	埋込下面開放	KIFRS3-201 GH16
C	トラフ型蛍光灯、ステンレス（防湿型）	FL40W×1 RH16
D	天井付シーリング	FSFZA-C401+C301 GL16
E	天井付シーリング	FSFZA-C301 GL16
F	ブラケットウォールライト	FBF6-401 RH16
G	キッチンライト	FL20W×1 GL16
H	ブラケット	IL 60W
I	ブラケット（防水型）	IL 40W
J	埋込型	FL20W×4 GH16
K1	電動昇降装置付、全体ガード付、広照型高力率型	HSR1W-700(M)
K2	電動昇降装置付、全体ガード付、広照型高力率型	HSR1W-400(M)
L	屋外灯 自動点滅器付	MST5-200(NH)



上田市都市建設部建築課

事業年度

R-08

事業名

図名

市民の森公園体育館LED化改修工事

新規照明器具姿図 既存照明器具表

SCALE

A1：S=1/200
A3：S=1/400

NO.

E-04